

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和4年12月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和4年12月16日(金曜日)

午前10時5分開議  
午前11時6分休憩  
午前11時11分開議  
午後0時2分閉会

委員 前田 憲 秀  
委員 松村 秀 逸  
委員 山本 伸 裕

欠席委員(なし)  
委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第6号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第30号 和解について
- 議案第32号 指定管理者の指定について
- 議案第37号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)
- 議案第50号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)
- 請第44号 県の乳幼児医療助成制度を一日も早く「子ども医療費助成制度」に拡充することを求める請願
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
  - ①次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について
  - ②第3次熊本県動物愛護推進計画の中間見直しについて
  - ③第3期熊本県自殺対策推進計画の策定について

出席委員(8人)

委員長 岩本 浩 治  
副委員長 南部 隼 平  
委員 藤川 隆 夫  
委員 内野 幸 喜  
委員 高木 健 次

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 沼川 敦 彦  
政策審議監 三牧 芳 浩  
医監 池田 洋一郎  
長寿社会局長 柴田 英 伸  
子ども・障がい福祉局長 木山 晋 介  
健康局長 下山 薫  
健康福祉政策課長 井藤 和 哉  
健康危機管理課長 椎場 泰 三  
高齢者支援課長 下村 正 宣  
認知症対策・地域ケア推進課長 本田 敦 美  
社会福祉課長 原田 義 隆  
子ども未来課長 木村 和 子  
子ども家庭福祉課長 岩村 聡 子  
首席審議員  
兼障がい者支援課長 米澤 祐 介  
医療政策課長 阿南 周 造  
国保・高齢者医療課長 池永 淳 一  
健康づくり推進課長 岡 順 子  
首席審議員  
兼薬務衛生課長 樋口 義 則

病院局

病院事業管理者 渡辺 克 淑  
総務経営課長 川上 竜 也

事務局職員出席者

議事課主幹 泗水 靖 希  
政務調査課主幹 植田 晃 史

午前10時5分開議

○岩本浩治委員長 それでは、ただいまから、第5回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑応答が終了した後に、一括して採決を行うこととしております。

また、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行っていただきます。

初めに、健康福祉部長から御説明をお願いします。

沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 皆様、おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

今週に入り、1日に4,000人近くの新規感染者が確認される日もあるなど、感染者数の増加傾向が続いており、全国と同様に、本県も第8波の状況にあります。

このような中、国が、重症化率の低いオミクロン株が流行している状況においては、強い行動制限は行わないという考え方に基づく新たなレベル分類を示したことから、本県もこれを踏まえ、先週、県のリスクレベル基準を改定いたしました。

そのため、現状では過去に実施した外出自

粛要請等の強い行動制限は行いませんが、その分、県民お一人お一人に、感染しない、感染させないという意識をこれまで以上に強く持っていただく必要があります。

県民の皆様へは、混雑した場所を避けるなど、可能な限り感染リスクの高まる行動を控えていただくことや基本的な感染防止対策の徹底、早めのワクチン接種について、繰り返し呼びかけてまいります。

また、感染拡大に対応するためには、保健医療提供体制の確保が重要です。

現在、病床使用率が上昇していることから、本日、病床確保計画のフェーズを切り替え、受入れ病床を増やす予定です。

この冬は季節性インフルエンザの同時流行も懸念されることから、引き続き、専門家の意見も伺いながら、感染拡大にしっかりと対応してまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例関係3議案、その他報告3件でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナ対応分として、外来診療に係る医療費負担、医療機関等が行う検査機器整備や無料検査実施事業者に対する助成に要する経費など、総額52億4,000万円余の増額をお願いするものです。

このうち、医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援に要する経費として、23億9,000万円余を計上しております。

また、12月補正予算の追号となります議案第44号、令和4年度熊本県一般会計補正予算では、妊婦等に対する伴走型支援と一体的に経済的支援を行う市町村への助成や保育所等の送迎用バス安全装置改修支援に要する経

費、職員給与改定関係の経費など、総額24億5,000万円余の増額をお願いしております。

次に、条例等関係では、議案第30号、和解について外2議案を提案しております。

このほか、その他報告事項として、次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について外2件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、前半グループの健康福祉部7課の議案について、執行部から説明をお願いします。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料2ページをお願いいたします。

令和4年度12月補正予算関係について御説明申し上げます。

社会福祉総務費として50万円の増額をお願いしております。

これは、後ほど御説明いたします建物明渡等請求控訴事件の和解に伴い、相手方に支払う和解金でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

健康福祉部におきましては、追加分として、民生費のうち社会福祉費について、福祉総合相談所運営費などで16億4,062万円余、児童福祉費について、放課後児童クラブ施設整備事業などで9,336万円余、災害救助費について、災害救助事業で8,100万円余。

次に、衛生費のうち公衆衛生費について、保健環境科学研究所運営費などで1億1,321

万円余、変更分として、衛生費のうち環境衛生費について、動物愛護推進事業で8,000万円の繰越しをお願いしております。

次に、4ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、保健・医療・福祉関係業務につきましては、新年度当初から業務を開始する必要があることも総合療育センター医療事務業務委託ほか8事業について、計1億9,275万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、応急仮設住宅賃借につきましては、建設型応急仮設住宅の賃貸借契約期間終了に伴い、令和5年4月1日以降の延長契約に係る賃借料2億2,942万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

健康福祉政策からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の5ページをお願いしたいと思います。

令和4年度12月補正予算関係について御説明を申し上げます。

まず、予防費でございますが、25億5,717万円余の増額をお願いしております。

説明欄1の感染症予防費、(1)の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業でございますが、これは、自宅療養者の健康観察等、保健所が行う感染症対策に要する経費でございます。

令和4年9月の全数届出の見直しに伴いまして、自己検査等による陽性者の登録の体制を整備するとともに、医師等の配置による相談体制の強化を行ったところですが、令和5年1月以降も同様の体制を確保する必要があること、それから、通信費、人件費が増加していることなども踏まえまして、増額を行うものでございます。

次に、(2)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業でございますが、これは、療養者の外来診療に係る医療費の負担、検査機器等の整備を行う医療機関等に対する助成及び無料検査実施事業者に対する助成に要する経費でございます。

外来診療に係る医療費の公費負担分として6億4,875万円余、医療機関等のPCR検査機器整備に1億6,196万円余、無料検査を実施する事業者に対する補助としまして11億1,597万円余の増額をお願いしているものでございます。

いずれも、感染の拡大の継続、これに伴います検査、あるいは検査機器整備等のニーズの増加に伴いまして補正をお願いするものでございます。

次に、(3)の新型コロナワクチン接種体制支援事業でございますが、これは、接種体制の強化に要する事業でございます。

予防接種の期間の延長に伴いまして、医療機関に対する個別接種促進補助金等の事業につきまして継続されることになったため、当該事業に係る会計年度任用職員2名の継続任用に必要な経費を増額するものでございます。

続きまして、5ページの説明欄の2、予防接種対策費でございます。

こちらのほうは、新型コロナワクチン接種の大規模接種会場の設置運営事業でございます。

これは、いわゆる県民広域接種センターの設置運営に係る経費でございます。オミクロン株対応ワクチンの接種の促進、さらには、接種期間が延長されたことを踏まえまして、県民広域接種センターの運営を令和5年3月末までに延長するために必要な経費を増額しているものでございます。

続きまして、6ページをお願いしたいと思います。

環境整備費でございます。

1億1,236万円余の増額をお願いしております。

動物愛護推進事業でございますけれども、これは、新動物愛護センターの整備に関わる建設工事等に係る経費でございます。

新動物愛護センターにつきましては、宇城市松橋町で整備を進めているところでございますけれども、この10月からは、建物本体の建築工事に着手しているところでございます。その中で、地中から基礎工事に支障となる転石やコンクリート殻等が確認されたことから、支障物の撤去及び再盛土等の追加工事が必要となったものでございます。

なお、現時点では、当初の予定どおり、令和5年12月の工事完了の見込みとなっております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料7ページをお願いいたします。

老人福祉費でございますが、6億7,457万円の増額補正をお願いしております。

説明欄でございます。

物価高騰の影響を受けております高齢者施設等への支援に要する経費でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

社会福祉総務費について、説明欄の生活福祉資金貸付事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な生活資金が必要となった人への特例貸付けについて、申請期限が令和4年8月末から9月末に1か月間延長されたことに伴い、県社会福祉協議会が

行う貸付けに要する経費1億4,000万円を増額補正するものです。

次に、生活保護総務費につきまして、説明欄の生活保護事務費ですが、1,710万円の増額補正をお願いしております。

(1)生活困窮者総合相談支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を失うおそれのある困窮世帯に対しまして、家賃相当を支給する住居確保給付金の特例措置について、申請期限が令和4年9月末から12月末に3か月間延長されたことに伴い、220万円の増額をお願いするものでございます。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ですが、生活福祉資金の特例貸付けが利用できない困窮世帯に支給する支援金につきまして、申請期限が令和4年9月末から12月末に3か月間延長されたことに伴い、1,120万円の増額をお願いするものです。

9ページをお願いいたします。

(3)物価高騰対策事業ですが、物価高騰の影響を受ける県内5つの救護施設に対する支援経費として、370万円の補正をお願いするものです。

以上、社会福祉課で、計1億5,710万円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料10ページをお願いします。

児童福祉総務費につきまして、5,865万円の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

物価高騰対策事業は、保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、物価高騰による光熱水費、燃料費等の上昇分を支援するものでございます。

なお、私学助成型の幼稚園や認可外の保育所を除く保育所等施設につきましては、法律

で保育の実施主体が市町村とされていることを踏まえ、県2分の1、市町村2分の1の負担としています。ほかの施設との均衡調整等が遅くなり、11月下旬に基準額を2倍に増額したことで複数の市町村が議会直前の調整となり、御迷惑をおかけしました。この点につきましては、市町村に改めて説明とおわびの文書を発出するなど、丁寧に対応してまいります。

子ども未来課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料11ページをお願いいたします。

児童福祉施設費の1,106万円余の増額について御説明をいたします。

説明欄のうち、児童相談所費でございます。

児童虐待相談につきましては、現在電話が中心となっておりますが、児童本人がより相談しやすくなるよう、新たに国がSNS相談システムを整備することを受けまして、このシステムからつながってくる本件の事案に対応するための経費をお願いしております。

説明欄2の民間施設運営費補助につきましては、物価高騰対策として、物価高騰の影響を受ける児童養護施設等に対する支援に要する経費としてお願いしておるものでございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

社会的養護自立支援業務は、支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等を退所していく児童に対し、退所前から退所後にわたって、生活支援や就労支援等を継続して行うものでございます。支援スキルのある外部事業者への委託を想定しておりまして、複数年度にわたり切れ目なく実施するため、8,985万円余の債務負担行為の設定をお願いするも

のでございます。

続いて、中段の児童家庭支援センター運営業務でございますが、市町村と児童相談所をつなぎ、心理等の専門性を生かした相談対応等を行う児童家庭支援センターにつきまして、社会福祉法人等適切な事業者へ委託して実施するものであり、複数年度にわたり継続的に設置し、切れ目なく相談対応業務を実施するため、1億1,833万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下の里親養育包括支援業務につきましては、里親の新規開拓や研修、児童委託後の養育支援等を包括的に実施するフォスタリング機関業務に関し、こちらも適切な事業者等への委託を想定しておりまして、切れ目なく継続的に実施するため、9,648万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明資料13ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

清水が丘学園整備事業につきましては、令和5年度に児童の居室など生活スペースとなる児童棟の工事等に早期に着手するため、昨年度、債務負担行為を設定いたしました。建設資材の高騰や労務費の上昇等により所要額の増加が見込まれるため、限度額の増額をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、上段でございますけれども、障害者福祉費で2億8,579万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の特別障害者手当等給付事業でございますけれども、これは、在宅の重度障害者等に対する手当の支給に要する経費でございます。事業者数が当初の見込みよりも増

加したことにより給付費が不足することが見込まれたため、今回増額をお願いするものでございます。

次に、2の物価高騰対策事業でございますけれども、これは、関係各課からも御説明させていただいたものと同様でございます。物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所等への光熱水費、燃料費等の上昇分の一部を支援することに要する経費でございます。

次に、下段の児童福祉施設費で98万円余の補正をお願いしております。

これは、説明欄1のこども総合療育センター管理運営費として、こども総合療育センター内の公園における台風14号による倒木処理に要する経費でございます。

次に、15ページを御覧ください。

債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

まず、上段の南部発達障がい者支援センター運営業務でございますが、これは、八代市にございます県南広域本部内に設置して業務委託により運営を行っている発達障がい者支援センター、南部の地域を担当するものでございます。これにつきまして、令和5年度から9年度まで5か年間が次の委託期間になっておりまして、その期間の委託料について債務負担行為を設定するものでございます。限度額は5年間で1億3,645万円になりますが、各年度の限度額は2,729万円とさせていただいております。

次に、中段の身体障害者福祉センター管理運営業務でございますが、身体障害者福祉センターは、指定管理制度によりその運営を行っておりますが、令和5年度から9年度までの5か年間が次の指定管理期間となります。

この期間につきまして、指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。限度額は5年間で2億5,379万円でございます。各年度の限度額は5,075万円余と

させていただいております。企業物価指数における光熱水費の高騰分及び直近4年間の維持修繕費の実績等を加味して算出したものでございます。

次に、下段のこども総合療育センター整備事業でございますが、これは、老朽化に伴いますナースコールの設備改修工事について、新年度当初に着工する必要があるため、3,713万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第44号の説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

今年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与の改定に伴う補正予算でございます。

資料36ページまでのタイトルに職員給与改定分と記載しているものが、健康福祉部各課の内訳でございます。

給与改定分の補正は全て共通でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料26ページをお願いします。

児童福祉総務費につきまして、22億8,700万円余の増額をお願いしています。

国の総合経済対策に基づく令和4年度第2次補正予算事業でございます。

右側説明欄を御覧ください。

(1)は、送迎用バス安全装置改修支援事業の保育所等分です。

今年9月、静岡県で発生した園児の死亡事故のような痛ましい事件を繰り返さないため、保育所等における送迎用バスの置き去り防止のための安全装置の導入に要する経費として6,300万円をお願いしています。

続きまして、(2)は、同事業の放課後児童クラブ分で800万円をお願いしています。

続きまして、(3)は、出産・子育て応援交付金事業で22億1,600万円余をお願いしております。

これは、子供、子育て世代を支援するため、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ることと併せて、妊娠、出産時に必要な用品の購入費や産後ケア、家事支援サービス利用等に係る経済的支援を一体的に実施する事業として創設されています。

対象となるのは令和4年4月以降に出産された全ての方で、経済的支援として10万円相当が支給されます。

続きまして、28ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

ただいま御説明した3つの事業につきまして、年度内の執行が困難な見込みであることから、設定をお願いするものです。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

障害者福祉費で1億1,250万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄1の送迎用バス安全装置改修支援事業につきまして増額補正をお願いするものでございまして、こちらの事業につきましては、今ほど子ども未来課から御説明させていただきました事業に関するものの障害児通所支援事業所分に係るものでございます。

1ページ飛びまして、32ページをお願いい



たします。

繰越明許につきましてでございますが、今ほど御説明させていただきました国の2次補正予算分に対応した送迎バスの安全装置改修支援事業につきまして、年度内に完了が見込めないため、次年度に繰越しをお願いするものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第30号の説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料39ページをお願いいたします。

議案第30号、和解についてでございます。

詳細は、次の40ページの概要により説明させていただきます。

当該事案は、熊本地震における賃貸型応急仮設住宅の貸主が、借主の県と入居者を相手に訴訟を起こしたもので、発生事由欄に記載しておりますとおり、令和3年12月21日に言い渡された地裁判決、これは、県は原告に205万2,000円の賃料相当額を支払えといった内容等になりますが、このうち、県が敗訴した部分は全て不服とし、控訴をしていたものでございます。

今般、裁判所から双方の主張を総合的に勘案した上で、和解事項欄に記載のとおり、和解金50万円とする和解案が提示されました。

県としましては、控訴審において県の主張がほぼ認められたこと、また、建物の毀損など入居者による信頼を著しく損なう行為に対し、賃貸借契約の当事者である県として、一定の責任は免れないものというふうに判断をいたしまして、和解に応じることとしたものでございます。

健康福祉政策からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第32号の説明をお願いします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

議案第32号、指定管理者の指定についてでございます。

説明につきましては、次の42ページの熊本県身体障害者福祉センター指定管理者の指定についてにより御説明させていただきます。

熊本県身体障害者福祉センターにつきましては、平成18年から指定管理制度を導入しておりますが、現在の指定管理期間が本年度までとなっているため、令和5年度から9年度までの指定管理者の指定を行う必要がございます。

まず、1の選定経緯についてでございます。

募集要項を本年9月2日から配布し、申請書の受付を10月3日まで行ったところ、1団体から申請がございました。それを受け、一番下の参考欄にございますけれども、ここに記載しております5名の外部有識者を委員とする指定管理候補者選考委員会を10月25日に開催させていただきました。

次に、2に、選考委員会による審査結果等の概要を記載しております。

選考に当たっての基本的な考え方については、熊本県指定管理手続条例第4条に規定する選考基準を踏まえまして、1つ目に、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、2つ目に、事業計画の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるか、3つ目に、事業計画に沿った管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかなどの観点から、具体的な審査項目を設定し、審査を行いました。

選考委員会での意見としては、まず、評価

できる点として、利用者ニーズの把握等のためアンケートを実施していること、法人事業として専門職員を配置して障害者に関する相談支援事業を実施していることなどが挙げられました。

一方で、今後の課題としては、オンラインを活用した研修などの事業の充実の検討、メディアを活用した積極的な広報の実施などを行ってほしいという意見がございました。

審査の結果、指定管理候補者として、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団は適当であるとの結論を頂いております。

なお、指定管理候補者からの提案価格は、単年度の額が5,070万円、5年間の合計額が2億5,350万円であり、基準価格の2億5,379万円に対して29万円の減となっております。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 最後に、議案第37号の説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

議案第37号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

詳細は、44ページの概要により御説明申し上げます。

当該事案は、新型コロナウイルス感染症患者搬送用として保健所に配備したレンタカーについて、当該車両の車検の際にフロントバンパー部に破損が見つかり、契約の相手方から損害賠償金の支払いを求められたものでございます。

賃貸者契約期間中に生じた破損であったため、過失割合は県が100%、賠償額は2万円、既に相手方とは和解を終えております。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 以上で前半グループの説明が終わりました。

議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 5ページの件でお尋ねをしたいと思います。

全数把握がなくなって、65歳以上あるいは基礎疾患がある方だけ今届けを出すというふうな状況になっております。それ以外の方で陽性者に関しては、QRコードを使って、一応申出をするような状況になっているかというふうに思っております。その中で、このQRコードを使って実際に登録され、その後、連絡をして対応されたというのがどの程度あるのかというのをまず教えていただければと思います。

また、現在公表されている数字というのは、それも含めたやつなのか、それとも65歳以上なのかというのを併せて教えていただければと思います。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、御案内のとおり、9月に全数届けの見直しが行われました。

発生届けが出ない方の状況でございますけれども、今現在、すみません、細かい数字、ちょっと分からないですけれども、全体でいいますと、大体2割から3割程度ぐらいの数字で、発生届出の対象外の方が出ております。

この1週間で見ますと、療養支援センターでの登録者数になりますけれども、大体率が

らすると、直近でいいますと12月の12日、例えば月曜日の時点では、新規報告者数の公表日ベースでいきますと838件ございました。このうち、医療機関分が773件、それから、いわゆる療養支援センターで登録を受け付けた分、これは医療機関を経由せずに受け付けた分が大体65件というふうな形になっております。

それから、実際にこの医療機関を受診された方の中で登録をされた方の率の割合なんですけれども、そこは大体4割ぐらいというふうな形になっているというところでございます。

○藤川隆夫委員 ということは、結局、65歳以上で基礎疾患ある方は全数病院から登録はしますとか、それ以外の方が約4割ぐらいしか登録していないという考え方でいいんですかね。

○椎場健康危機管理課長 療養支援センターに登録されている分は、大体4割ぐらいというふうなことです。

○藤川隆夫委員 療養支援センター、すなわちQRコードから入っていくと、そこにつながるじゃないですか。

○椎場健康危機管理課長 そうです。

○藤川隆夫委員 だから、それが約4割ぐらいということ。

○椎場健康危機管理課長 そうです。

○藤川隆夫委員 ということは、残りの6割ぐらいの人は、陽性だとしても登録していないという考え方でいいのかな。

要は、逆に言うと、抗原検査なり何なりで陽性になりました、だけど、在宅でいいです

よといった場合に、結局、登録は医療機関はしないので、結局、この書類を渡して何日間は自宅で安静にしてください、ただ、急変した場合に連絡しないとイケないので、そのために、このQRコードから入ってくださいよということは我々は言うんだけど、実際問題としては、今言った話でいくと、6割は、それをしていないという話になるのかな。

○椎場健康危機管理課長 すみません、全体で申しますと、患者の発生数全体を100とした場合に、発生届けの対象者が大体2割ぐらいになります。そして、残りの8割のうちの4割ぐらいが療養支援センターに登録しているという状況になります。

○藤川隆夫委員 今ので大体分かりましたけれども、やっぱり漏れてしまっているというか、自分たちでいいから、そのままいいやという、見てようという方が多いんだなというふうに今感じましたので、それでいいと思いますけれども、どちらにしろ、それで急変した場合の体制というのは今も取られていると思いますけれども、逆に言うと、このQRコードから今言った形で入っていかないと、突然電話した場合の対応というのはどうなるんですかね。

○椎場健康危機管理課長 基本的には、いわゆる陽性者になられた方で、いわゆる療養支援センターに登録されていない方についても相談対応を受け付けていますので、その際には、実際のその方の個人的な基礎情報の聞き取りが事前に、その相談の際に行わないといけないということで、やや時間を要するといった状況が出てくるということでございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。

どちらにしろ、急変された方の対応がきち

っとできればいいと思っていますので、そういうふうなことを含めて頑張っていたいただければと思います。

もう1点いいですか。

ワクチン接種の件で、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、今回の2価ワクチンの接種率があまり上がっていないという現実があるかと思えます。理由としては、今までの4回打った中で副反応が強くてもう嫌だという方、あるいはコロナに罹患したからもういいだろうという方等々、結構いらっしゃると思えます。

そういうふうなことで、恐らく接種率が上がらないんだらうなというふうには思っているんですけれども、現時点における接種率というのは把握されていると思えますけれども、我々が聞いているのは、20%台の話を聞いています。これをやっぱり伸ばしていかないと、最終的に多くの免疫も獲得できないだろうし、いろんな意味で、また感染は広がっていくというふうに考えていますので、この接種率をやっぱり上げていくということが大事になってくるというふうに考えておりますので、その仕組みとか、方法だとか、アナウンスの仕方だとか、その部分を含めて教えていただくとともに、集団接種会場が、グランメッセが12月12日から稼働し始めていると思えますけれども、そこの接種率の状況も併せて教えていただければと思います。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

オミクロンの対応ワクチンにつきましては、県内で今、全人口の26.8%がオミクロンのワクチンを打っております。報道でもあっていますとおり、オミクロン対応ワクチンにつきましては、重症化予防が従来型のワクチンよりもあると。また、今後変異株が現れてもそれなりの効果があるということで、できるだけ年内にこのオミクロン対応のワクチン

を打っていただくよう、市町村とともに周知を行っております。

また、特に、さらなる取組といたしまして、現在、関係団体等を通じまして、例えば、企業での朝礼とか、あと、職場内のメールを活用した従業員への周知のお願い、また、店舗内でのポスターの掲示等を通じまして、周知の広報のほうを図っていただいているところでございます。

今後も、年内に希望する方が全て打てるような接種体制を整えておりますけれども、周知のほうを市町村とともに図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、本県独自の取組といたしまして、今現在、グランメッセに県民広域接種センターのほうを10月12日からまた開いておりますけれども、現在、1万6,240名の方が広域接種センターで接種のほうを受けていただいているところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 分かりました。これからも、今言った2価ワクチンの接種に関しては、やっぱり広報していかないといけないし、打つことによるメリットといいますか、重症化しないということ。これは、やっぱりアピールしていかないと、なかなか進まないのじゃないのかな。特に若者を中心に、まあいいんじゃないかという感覚の方々が結構増えているような感覚、私は肌感覚でありますので、それを踏まえて、そこがかかると、基本的には、その周囲の高齢者含めて、子供含めて罹患させてしまうということをやったりもう一回徹底しておっしゃっていただいて、ワクチン接種へつないでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 子ども未来課のほうに、物価高騰対策事業、これは間接補助を、私学助成園とか認可外については県が10分の10ですけども、それ以外のところについては間接補助で、市町村が実施する場合というふうになっています。

先ほど課長の説明で、今市町村のほうにも丁寧に説明しているという話がありました。もう既に12月議会が閉会となった自治体って結構あります。そういう中で、今の見通しというか、結局、隣接した市町村でも、隣の市町はやってて、うちはやらないとかというケースも出る可能性もあるんですね、市町村が実施する、しないによって。見通しについてはどんな状況ですか。

○木村子ども未来課長 現状で、まだ市町村さんの状況を把握をしておりませんので、はっきりとした見通しというのは持っておりませんが、丁寧に今後説明をして理解を求めらる中で、実施についての働きかけを行わせていただきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 これは、定員によって、6万、20万、36万ですかね。ですから、市町村が負担するのは6万であれば3万、20万であれば10万、と18万と。保育所とかが多い自治体については、若干金額が張るかもしれませんが、小規模自治体であれば、そこまでの金額にはならないので、できれば、市町村のほうには実施してほしいと私も思っていますし、事あるごとに、首長さんなんかと会うときは、こういう間接補助がありますから、ぜひ前向きに検討してくださいという話はあるので、さっき言ったように、隣の市町はやってて、うちはやってないとかというケースが出ないように、ぜひとも、これからも、県のほうからも働きかけをお願いしたいなというふうに思います。これは要望で。

○岩本浩治委員長 なら、よろしく申し上げます。

ほかは。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

11ページの子どもの家庭福祉課の件で、この新規事業の子どもの虐待防止総合推進事業をSNSを活用したという御説明がありました。今、「いちはやく」、189という制度もありますよね。もちろんそれがなくなるということではないんでしょうけれども、それとの関係性、それに加えてというイメージなのか、もうちょっと詳しく御説明をいただいていた方がいいでしょうか。

○岩村子ども家庭福祉課長 ありがとうございます。子どもの家庭福祉課でございます。

現在の189という児童虐待緊急ダイヤル、こちらが電話による御相談が主となっておりますので、御相談者としての割合の中では、児童御本人の割合が非常に低くなっているということもございまして、児童御本人からの相談の利便性を上げるために、189と併せて、今般、国のほうでSNSを活用した相談システムを立ち上げるということになっておりますので、それを熊本県としても活用するというような内容になってございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

本人からの意思表示、非常にそれも大事だと思うんですけども、世界的にシグナル・フォー・ヘルプというんですか、親指を閉じるサインがありますけれども、あれは日本であんまり浸透してないんですかね。どうなんでしょうか。本人発信という意識があるんですかね。

○岩村子ども家庭福祉課長 御本人が、周囲に分からないように発するサインと。申し訳ございません。それに関しましては、私どものほうでは把握しておりませんでしたけれども、電話であれば、なかなか御相談のハードルが高いということで、御本人からの相談をさらに受け付けることが必要なのではないかとということで、電話もそのまま残しつつ、御本人が相談しやすいように、SNS、LINEを想定されているというふうに聞いておりますが、それを想定して、現に、先行して東京都ですとか大阪府で取り組んでおられます。

成果として、やはり児童御本人の御相談が増加しているという効果を踏まえて、国のほうでも、今般そのシステムを採用されるということになりましたので、そのように受け止めております。

○前田憲秀委員 分かりました。SOSのサインとして、手を開いて親指を入れて、それを包み込むという、本人が発信する何かSOSサインというのがある。なかなか日本でまだ言われてないんですかね。

このLINEを使ってということなんですけれども、例えば、家庭環境で親と子供がいて、子供がもし虐待を受けているときに、親はその子供の通話記録といいますか、LINEも見られる可能性もあるという話も聞いたことがあります。そういったことも含めて対策が広がることはいいことだと思うので、そういうのもしっかり加味した上でやっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

委員長、もう1点だけいいでしょうか。

26ページ、子ども未来課さん。

安全装置の件なんですけれども、これ確かに静岡で痛ましい事故があつて、国が主導でこのような施策を行っているんですけれども、たしか静岡は、10人乗りのワゴンタイ

プ、ジャンボタクシーみたいなものじゃなかったかと思うんですよ、あの送迎車は。ドライバーがちょっと見れば、もう防げることであるし、あのときは二重に——園内でその子が来ていないというのもチェックミスだったと、本当に人的ミスが重なった悲しい事案だったと思います。

この安全装置、確かにありがたいのかもしれないですけども、これに頼りっきりじゃあ、また私はいかがなものかなと思うんですよね。アメリカとか外国ではよくあるらしいんですけども、外国の通園バスというのは、もういわゆるバスですもんね。そこがどうなのかなあという気がします。

お聞きしたいのは、この安全装置というのは、同じ型式のものが障がい者支援課さんもありますけれども、同じものがつくのかというのと、いつまでに設置をお願いするのかというのとは分かっているんですかね。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

時期につきましては、今、年内をめどに国のほうでガイドラインを策定中でございますので、このガイドラインを基に定められた仕様で、設置のほうを義務化するというようになっております。

特定のものになるのか、それとも、ある一定の仕様を満たせばいいというものになるのか、ちょっとそこら辺のところはまだ分からないのですが、いずれにしましても、このガイドラインを踏まえた設置基準を満たす装置をつけていくということになります。

時期につきましては、国のほうからは、来年の6月末を一つのめどとして現場に設置を働きかけてほしいという通知がございますので、そのような形で取り組んでまいります。

ただ、国のほうとしましても、1年間の経過期間というものを設けてはおられますので、その装置をつけられない場合につきましては

ても、今議員が御指摘されましたように、ヒューマンエラーを防ぐためのチェック、こういった体制づくりをやっていただくということでクリアができるようになっておりますので、うちのほうも今実地調査をやっておりますが、その実地調査の中では、そういったヒューマンエラーを防ぐ体制づくりについて確認をさせていただいておりますので、併せて、体制とそれから装置、この二段構えで進めていかせていただければと思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今課長が言われたヒューマンエラーの防止というのは、新たにしっかり何か指針みたいなのができればいいんじゃないかなと私は思っています。

詳しくは聞いてないんですけども、人が残っていれば、エンジンを切ったときにブザーが鳴るとか何か、そういう感じの安全装置になるのや否やみたいな聞いていますので、果たしてそれで安心できるのかというのはもう強く思いますので、ヒューマンエラー防止措置をしっかりと検討していただければと思っております。よろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 ほか、質疑ありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 部長総括説明の中で言われた、コロナ感染の受入れ病床を増やすというようなお話に関してお尋ねしたいんですけども、さらっと言われましたんですけども、果たしてそれが可能な状況なのかということですね。

私、医療関係者の方からお話を伺ってきたんですけども、この今回の第8波の感染拡大というのはもう尋常ではないと、もう爆発的な感染拡大が広がっている状況の中で、医

療機関の中でもクラスターの発生がかなり広がってきていると伺っております。

入院患者さんの中でのクラスターであったり、それだけでなく、スタッフの中でも感染拡大がかなり生まれていると。もう病院の体制が回っていかないような危機的な状況の中で、もう入院患者は断らざるを得ないと、入院できないと、そして救急も受け入れられないというような状況になってきていると。そして、救急搬送の困難事例というのが、先日ちょっと伺ったら、かなり急激に数が増えてきているというようなお話も伺いました。

要するに、もう病院が救急患者を受け入れられないということで、たらい回し状況になっているわけですよ。そんな状況の中で、果たして受入れ病床を増やせるのかという問題ですよね。

今説明いただいたように、外出自粛要請等の強い行動制限は行わないんだと、ウィズコロナの方針でいくんだと。そのしわ寄せが医療機関に集中しているようなことになっているんじゃないか。これ以上の感染拡大を食い止めるための行動制限を取らないのであれば、医療体制を抜本的に強化、拡充していかないといけない。

ところが、実態を伺ったら、もう診療報酬は削られているし、人を増やしたくても増やせない、もうぎりぎりの状況でやっている。世間はボーナスのアップだとか言っているけれども、ボーナス出せるか、出せるとしても、かなりカットしないと行けないと、そういうようなぎりぎりの状況の中でやっている中で、果たして医療機関に受入れ病床を増やしてくれというようなだけで、それができるのかというようなことを県はどういうふうにお考えなのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○下山健康局長 健康局長の下山でございます。

議員御指摘のとおり、医療機関でクラスターが発生している事例もございまして、それが一つの受入れの困難になっているような地域もございます。

しかしながら、これまでも医師会、それから熊大等お願いしてまいりましたように、状況を見ながら必要に応じて増やしていくことをやっていくことになろうかなと思っております。

スタッフのほうも感染をされている方もいますけれども、そこは、一般病床とのバランスの中で、医療機関もバランスを取りながらやっていただいておりますので、患者さんが増えれば、その辺のバランスを取りながらまた増やしていただくとか、あと、後方医療機関というのもございまして、ある程度症状が落ち着いたら後方医療機関のほうで診ていただくというような体制等もございまして、その辺をうまく連携させながら、混乱が起きないように、医療体制の充実に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 今、かなり体制の確保が間に合っていないというようなお話を聞いた中で伺ったのは、人材の不足というよりも、増やしたくても増やせないと、もうぎりぎりの状況だというようなことを伺ったんですね。そういう点では、やっぱり支援ですよ、患者を受け入れられる、そして、施設が十分受け入れる体制が整備できるというような支援がやっぱり必要ではないかと。

そういう意味では、ちょっとやっぱり県も、そういった環境確立のための支援というのは検討していくべきではないかというふうに思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○下山健康局長 看護協会等をお願いをいたしまして、医療機関への支援体制というのも、ナースを派遣する仕組みというのを持っ

ております。また、高齢者施設についても、緊急時は、もちろん医療機関で受け入れますが、可能な方は施設のほうでできるだけ受け入れていただき、医師を派遣するような仕組み、それから、業務が継続できるような派遣の仕組み等もございまして、その辺を総合的に、先生おっしゃるように、いろんな支援体制を駆使しながら、全体として、療養者が安全に管理できるような形で進めてまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 医師や看護師を増やすに十分な支援の規模をぜひお願いしたいというようなことで、お願いします。

○三牧政策審議監 政策審議監でございます。

先ほど、山本委員のほうから、受入れ病床を増やすということが可能なのかというお尋ねございましたが、確かに、部長のほうから、受入れ病床を増やす予定ということで発言しております。

これは、現在、本県が最大確保病床が1,072床を確保しております。その中で、県全体では、それを段階的に切り替えて病床を増やしていく、つまり、これは一般病床とのバランスを取りながらやっていくというやり方でやっております。

現在、県全体ではフェーズ2ということでやっておりまして、熊本市内のほうがちょっと発生者数が多いから緊急病床ということで増やして、そのフェーズを上げて、つまり、今まで確保していた病床をコロナ病床に切り替えてやっていきますということで、直ちに対応できる体制は整えている状況ですので、補足させていただきます。

○山本伸裕委員 コロナ受入れのための体制に切り替えたら、その分の特別のスタッフの確保というのが必要になるんじゃないです



か。

○三牧政策審議監 その分も含めまして、各医療機関とは調整を進めております。

なお、大クラスターが発生しているコロナ受入れ医療機関はございますので、そこでは対応できないということは重々県としては承知しているところでございます。

○岩本浩治委員長 山本委員、よろしゅうございますか。

○山本伸裕委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかにないでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、休憩します。

11時10分から再開をしたいと思います。

午前11時6分休憩

---

午前11時11分開議

○岩本浩治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部2課及び病院局について、付託議案の審査を行います。

なお、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

また、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

説明資料16ページをお願いします。

補正予算では、新規1事業を計上しており、公衆衛生総務費で13億1,596万円余の増

額補正をお願いしております。

事業名は、右説明欄のとおり、物価高騰対策事業、医療機関等分です。事業内容は、物価高騰の影響を受ける医療機関等への支援に要する経費となります。

なお、事業の背景としましては、医療機関においても光熱水費等の単価が上がっておりますが、国が定める診療報酬で診療代金が定められており、医療機関独自に代金を上げることができません。このため、医療機関の負担軽減のため、上昇分の一部を支援し、安定的な医療体制の確保を目的に、本事業を実施するものでございます。

また、支援金額につきましては、病床及び4床以上の診療所は1床当たり3万円、3床以下の診療所は一律10万円、助産所及び施術所は一律5万円を予定しています。

医療政策課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料17ページをお願いいたします。

生活衛生指導費でございますが、1,158万円の増額をお願いしております。

これは、原油価格、物価高騰の影響を受ける一般公衆浴場への支援に要する経費でございます。

次に、薬務費でございますが、5,490万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)医療物資供給支援事業につきましては、489万円余の増額をお願いしております。

これは、医療機関への医療物資の購入に要する経費の増でございます。

次に、(2)物価高騰対策事業(薬局分)につきましては5,000万円余の増額をお願いしております。

これは、原油価格、物価高騰の影響を受け

る薬局への支援に要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございます。

本議会に提出しております病院局関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、議案第6号、令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)でございますが、令和5年4月1日から継続して実施する必要がある庁舎管理業務等につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、追加提案しております議案第50号、令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)でございますが、人事委員会勧告に沿った給与改定に伴う職員給与の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課から議案第6号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 説明資料の18ページをお願いいたします。

補正予算、債務負担行為の設定についてでございます。

こころの医療センターの業務のうち、庁舎等管理、給食の業務委託につきましては、令和5年4月1日から業務を行うため、今年度

中に契約事務を行う必要がございます。このため、庁舎等管理業務において7,544万円余、給食業務においては、3年契約の更新時期に当たりますので、令和5年度から7年度までの3億342万円余の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

議案6号については以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第50号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 資料は、38ページをお願いいたします。

先ほど総括説明にありましたとおり、人事委員会勧告に沿った給与改定に伴う増額補正といたしまして、総額623万円余の増額をお願いするものでございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。——質疑はないようですので、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号、第30号、第32号、第37号、第44号及び第50号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしの発言を頂きました。一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第44号を議題いたします。

請第44号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

付託請願について御説明いたします。

請第44号としまして、「県の乳幼児医療助成制度を一日も早く『子ども医療費助成制度』にして下さい」が提出されております。

提出者は、新日本婦人の会熊本県本部、会長西山澄子さんです。

請願項目は3つございますので、それぞれの項目につきまして御説明いたします。

まず、請願項目の1は、本県の医療費助成制度の対象年齢を高校3年生まで拡充することでございます。

県が負担する子ども医療費助成の対象年齢については、現行では、通院、入院ともに4歳未満とされていますが、今定例会の知事答弁で、市町村と一緒に県全体で子ども・子育て施策の底上げを図るため、来年度から拡充するとの方針が表明されたところでございます。

拡充内容としましては、通院費は就学前まで、通院費と比較して高額となる入院費は、義務教育期間まで拡充する方向で検討を進めてまいります。

次に、請願項目の2は、国に対して、18歳までの医療費無料化を国の制度として早期に実現することを要望することでございます。

県では、全国統一的な子供医療費助成制度の創設について、既に、全国知事会などを通

じて、機会あるたびに国に要望をしております。今後も引き続き、全国知事会と連携して、しっかり要望してまいります。

請願項目の3は、国庫補助の削減、ペナルティーを全廃することを県として要望することですが、県では、国保の国庫負担金の減額調整措置を全廃することについて、請願項目の2と同様に、既に、全国知事会などを通じて、国に要望しているところでございます。

説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 再度ちょっと確認させていただきましても、知事会で国庫補助の減額に関しても言っているし、18歳未満の医療費、この2番に関しても、知事会でずっと言っているということですね。これも結構前から言っていると思いますけれども、知事会のほうで、いろんな形で発言されているというふうに思っておりますので、このこと自体も、既に行われているということでもいいですよ。

もう一つちょっと気になるのは、18歳までとなっておりますけれども、結局、中卒で仕事されている方は、実際保険料も払われているわけじゃないですか。実際に税金も払っていると。そういうふうな方は、結局、これからいうと、そういう人たちは漏れる話になってきますよね。

そういう意味において、整合性というのが、要は取れるのかなというのをちょっと私は危惧しているところが1つあるので、それはそのとおりでいいんですよ。今言った形で、結局、実際に税金払って保険証も持っている人は対象外になるんでしょう、これ、結局は、この話からは。ちょっと確認。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でござ

います。

今御質問の点につきまして、もしも高校3年生まで拡充をした場合に、当然ながら、中学校を卒業して働いている方たちについての検討というのが出てくるかと思えます。

それから、市町村におかれても、実際に今高校3年生まで拡充しているところがございますけれども、私のほうで把握している資料では、高校3年生までといった場合には、やはり親の扶養に入っていらっしゃる方を対象としておられるということで、働いていらっしゃる方は、現状、この子供医療費助成制度の対象とはなっておりません。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 そういう意味において、今回県のほうで、通院に関しては就学前まで、入院に関しては義務教育の範囲までは見るということで、私は、今回知事が表明されたことは妥当なことだというふうに考えておりますので、今回のこの請願に関しては、ちょっと先へ行き過ぎているのかなという気がして仕方ないというのが私の感想であります。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○山本伸裕委員 今の御説明、3点、要望項目があるというようなことで、1点目の件に関しては、先ほどの請願者の方からの説明の中にもありましたですけれども、県内市町村の8割が既に高校3年生までの助成を実施していると。ただ、住む場所によって格差があることはよくないというような趣旨を言われたと思うんですけれども、その趣旨について

は、県もそうだというふうにお考えであろうというふうに思うんですね。

それから、2番目、3番目に関しては、知事会でも要望しているし、県でも繰り返し要望されているというようなお話でありました。

そういう点では、この請願の趣旨そのものが、決して今県が取り組んでいる方向と違った方向を要望しているわけではないというふうに言えるんじゃないかというふうに思います。

そういう点では、県執行部の皆さんが国に要望されているのと同じように、議会としても、議会の総意として、やはり同じ方向をぜひ実現していこうじゃないかというようなことで、この請願を採択することは大きな意味があるのではないかというふうに考えます。

私のほうからは以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、採決に入りたいと思います。

請第44号について、いかがしますか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、採択と不採択の意見が出ました。両方の意見が出ておりますので、挙手で決めたいと思います。

採択の先生、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○岩本浩治委員長 それでは、挙手によりまして、請第44号は、不採択とさせていただきます。

それでは、ただいま不採択ということになりましたので、44号については不採択と決定いたします。

以上でございます。

それでは、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、異議なしという声でございますので、そのように取り計らいたいと思います。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会報告資料1ページをお願いいたします。

次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について御説明申し上げます。

まず、1の目的でございますが、この指針は、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例、通称やさしいまちづくり条例に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するとともに、熊本地震からの復旧、復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するため、平成29年度に策定したものでございます。

現行指針では、推進期間をおおむね3年程度としていること、また、社会情勢の変化等を指針に反映する必要があることから、今年度中の改定を進めております。

2の計画期間でございますが、当該指針がガイドライン的な性格であることを踏まえ、今後は指針としての期間を定めず、大きな情勢の変化等のある際に、必要に応じて見直すこととしております。

3の基本的な考え方でございますが、社会情勢の変化等を踏まえ、次の目標、目指す姿を掲げ、6つの推進方向を定めて施策を推進

することとしております。

目標は、災害や感染症により変容する社会の中で、高齢者や障害者等を取り巻く意識上のあるいは物理上の障壁がない状態を目指し、誰一人取り残さないくまもとづくりを推進するとしております。

次に、施策の推進方向でございますが、主な変更点は1か所になります。

災害の経験を踏まえまして、④のくらしの安全安心を確保するためのバリアフリーの項目から⑤を独立させまして、災害時の安全安心を確保するためのバリアフリーとして、内容の充実を図ることとしました。

最後でございますが、4のスケジュールについて、今後パブリックコメントを実施した上で最終案を作成し、2月議会の本委員会での報告の後、今年度中に策定、公表を行いたいと考えております。

次のページに素案の概要資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

健康福祉政策課からは以上でございます。

○椎場健康危機管理課長 報告事項の資料の3ページをお願いします。

第3次熊本県動物愛護推進計画の中間見直しについて御報告させていただきます。

まず、1の目的でございますが、この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして、県の動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として策定しているものでございます。

今年度は、第3次計画の中期計画の期間の中間年度に当たるため、現在、見直しの作業を行っているところでございます。

2の計画期間でございますけれども、平成30年度から令和9年度までの10年間となっております。

3の中間見直しに当たっての考え方でございますが、第3次計画策定後のこれまでの取

組を検証いたしまして、新たな課題に対応するための効果的な施策について、中間見直しを行うこととしております。

第3次計画の進捗状況といたしまして、犬猫の殺処分ゼロを目指すための入り口、出口の対策によりまして、捕獲頭数、引取り頭数、譲渡率、返還率につきましては、令和9年度の目標値を既に達成しております。また、もしくは達成できる見込みとなっているところでございます。

一方で、動物に関する苦情は増加しておりまして、狂犬病予防注射の接種率も、目標値を下回る見込みであることから、飼い主への適正飼養の啓発が引き続き必要な状況となっております。

また、新たな課題、動向といたしまして、社会状況の変化や令和元年の動物愛護管理法の改正、さらに、現在整備を進めております新たな動物愛護センターでの取組などを、熊本県の現状を踏まえまして、新たな施策として盛り込むこととしております。

4の見直しの主な内容でございますけれども、まず、1点目でございますけれども、新たな課題に対応するための施策としまして、マイクロチップ等の所有者明示措置の推進、それから、動物の遺棄、虐待防止、多頭飼育に起因する問題への対応を追加していきたいと思っております。

次に、2点目としまして、新たな動物愛護センターを拠点とした動物愛護を推進する取組のため、愛護の啓発、教育の推進、愛護活動の推進、譲渡活動の強化、適正な動物の保護を追加することとしております。

5のスケジュールのところでございますけれども、今後パブリックコメントを実施いたしまして、2月議会の本委員会に御報告をさせていただいた後に、今年度末までに計画の見直しを終えたいというふうに考えております。

次の4ページのほうに中間見直しの概要を

添付させていただいております。

資料の中で、中間見直しに当たっての考え方の左側のほうになりますけれども、中ほどに、現在の計画の進捗状況等を指標も含めて記載しております。

また、資料の右側のほうですけれども、中間見直しのイメージとして施策の項目を記載しております。赤字で書いているところが、今回追加変更を行うところになります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告事項資料の5ページをお願いいたします。

第3期熊本県自殺対策推進計画の策定についてでございます。

計画の概要につきましては、次の6ページに記載をしておりますが、この5ページの資料で御説明させていただきます。

まず、1、計画策定の趣旨、経緯についてですが、平成30年3月に策定いたしました現行の第2期計画が今年度末で終了することに伴い、自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱に基づき、国の自殺対策としての指針として、今後も引き続き、自殺対策を計画的かつ効果的に実施していくために策定するものでございます。

次に、2、計画期間についてですが、令和5年度から令和9年度までの5か年間としております。

これは、国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることから、この見直しのサイクルに合わせたものでございます。

次に、3、計画策定の基本的な考え方についてですが、基本理念を、誰もが自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本」の実現を目指すとし、①社会的な要因も踏まえ、総

合的に取り組むから、⑦自殺者の名誉及び生活の平穩への配慮を認識して取り組みますまで、7つの基本方針を定めています。

①から⑥までは現行の計画と同様であり、⑦につきましては、今般の国の大綱見直しで新たに盛り込まれたものでございます。

次に、4、第2期計画からの主な変更点についてですが、国の自殺総合対策大綱も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用問題や配偶者暴力など、顕在化した課題を踏まえた女性に関する支援の項目を新設したほか、自殺対策に係る人材育成をさらに進めるため、自殺予防ゲートキーパーの研修対象を拡大したり、自殺リスクの低減を図るため、SNS等のICTを活用した自殺対策を強化することなどの取組を進めることとしております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、12月下旬から1月下旬までパブリックコメントを実施し、2月議会での御報告後、3月下旬の計画策定を予定しております。

障がい者支援課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりました。

質疑を受けたいと思います。何か。

○藤川隆夫委員 第3次熊本県動物愛護推進計画の中の見直し案のところの一番右下に、動物由来の感染症への対応となっていますけれども、何を想定しているのかなというのが1つ教えていただければ。

○椎場健康危機管理課長 この動物由来の感染症につきましては、もともと、今マダニだとかいろんな動物由来の感染症がございますので、そういった動物由来の感染症、特に、人といわゆる動物の距離が近くなっているといえますか、そういったこともございませ

て、特定の感染症というよりも、動物由来の感染症に対する知識を深めていくということで、そういったこと全体について啓発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので特定の動物ではなくて、一般的な話ということでよく分かりました。

ただ、狂犬病に関してワクチン接種が全然進んでいないと、6割ぐらいだと思っておるんですけども、やはりかかってしまうと致命的な話になるので、できれば、この狂犬病のワクチン接種を進めるような話も、いろんな場面でしていただければと思います。

私が議員になる前は強制接種だったんですよ、25年ぐらい前までは。ただ、その後、任意接種になって、非常に接種率が落ちてきて今の現状がある。だから、東南アジア等狂犬病もいますので、一回入ってきて広がってしまうと、もう止めようがなくなるので、そういう意味も含めて、この狂犬病に関してはおっしゃっていただきたいと思いますし、また、それ以外のものも当然あると思いますので、それへの対応も併せてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

お願いしときます。

○椎場健康危機管理課長 しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 最後に御説明いただいた自殺対策推進計画についてお尋ねをしたいと思います。

事前に資料も見させていただいて、自殺者数も九州で2番目に多い。死亡率も九州で3番目に多い。カラー刷りのチラシのほうを見ても、熊本県における自殺者の現状というのは、近年は下げ止まりの傾向が見られるというんですけども、これは、最終的に、目標は自殺者ゼロというわけにはいかないんですよ。

○米澤障がい者支援課長 ありがとうございます。

最終的には、議員御指摘のとおり、ゼロというところが究極的な目標になるかと思っておりますが、なかなか現状を踏まえすと、そこまでの、すぐすぐにゼロに向けてというところは正直難しいというところもあるかと思えます。

なので、今御覧いただいているカラー刷りの資料の第3章の目標というところにもございますけれども、国のほうでも、まずは令和8年までに10万人当たりの自殺者数、自殺死亡率というふうと呼んでおりますけれども、これを13.0を目指すということを目指しておりますので、本県といたしましても、まずは国の目標と同じところを、とりあえず一番近くのゴールとして設定して、そこに向けて取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

全国的な傾向、また九州、また熊本の傾向、様々あると思っておりますので、一人でも多くの命が救えるように頑張っていたいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに何かありませんでしょうか。

○松村秀逸委員 先ほどの藤川委員の関連でございすけれども、狂犬病の、昔は強制だったということですが、今任意ということは、このいきさつはどういう意味ですか。特に今、一般的に家の中に犬を飼っている方非常に多いんですけども、逆に、それをやったほうがいいのかなど思ったんですけども、その理由をちょっとお尋ねさせていただきますか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

すみません。狂犬病については、少なくとも国内においては今確認されて——いわゆる外国から持たれてきている方はいらっしゃるかと思えますけれども、国内においては今確認はされていないという状況ですけれども、狂犬病予防法上は、接種をしなくてははいけないというふうになっております。

すみません、ちょっとここについてはもう一度改めて、ちょっと経緯も含めて確認をさせていただいて、御報告させていただきます。

○松村秀逸委員 分かりました。

○岩本浩治委員長 後日、説明をお願いしておきます。

ほかにありませんでしょうか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで、私のほうから1つ御提案がございす。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部



において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様から何かありませんでしょうか。質問をお受けしたいと思います。

○内野幸喜委員 これは、先日、実はちょっと説明も受けたんですが、健康危機管理課、椎場課長のほうに、これは質問というよりも要望ですね。

食品衛生法の改正ということで、これは去年の6月1日に改正されているんですけども、その改正によって水産製品製造業、それから液卵製造業、漬物製造業が、許可が必要な業種として新設されたということなんです。

これは経過措置が設けられてまして、令和6年の5月31日までに許可を取得することが求められているということになっています。

水産製品製造業の中に雑節とか煮干しとかというのが含まれてまして、これは今まで許可が不要だったんですね。雑節、煮干しは天草で結構業としてやっていらっしゃる方が多くて、今後これが許可が必要になると、施設の基準を満たさないといけなくなるということで、現状は、これまで不許可であったために、施設基準とのやっぱり乖離が大きいんですね。

そうすると、この雑節とか、結構地域の雇用も守っていますし、私も聞いたところ全国でも一大産地らしいんですね。やっぱりそういう業を守っていかないといけないと。

今後、施設基準を満たすためには、結構な設備投資がかかるということで、仮にこれで、ちょっと業を畳もうかというふうになっ

てしまうと、地域の経済にとっても非常に大きな影響が出ます。

これは去年改正されたんですけども、なかなかこの件をまだまだ御存じない方もいらっしゃるみたいで、やっぱり県のほうには、これの告知というか、こうやってもう、あと3年しかないんですよということを伝えていただきたいというのと、これは健康危機管理課のほうで、これは規制をかけるほうですね、どちらかというところ。

ただ、さっき言った設備投資とかになると、やっぱり支援も必要になってきますので、これは、健康危機管理課だけではなくて、商工であつたりとか、企画のほうも含めて、何かしら支援を行うような方向に持っていついていただいて、ちゃんとこれからも伝統産業として残っていけるような環境をつくっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともそこをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

これは要望ですので、ぜひお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

委員からお話ありましたとおり、食品衛生法の改正が、これは平成30年の6月に行われまして、関係政令等の改正を行いまして、令和3年6月1日から施行がされているというものでございます。

この間、法の公布からですけれども、県のほうでもリーフレットの配布、新聞広報、県のホームページ掲載を通じて、改正内容の周知に努めてきたところでございますし、保健所においても、個別の相談に対応してきたところでございます。

お話ししたとおり、今回の改正で、営業許可の業種が再編をされまして、先生からお話のあつたとおり、新たに規制の対象となる業

態が出てきましたということで、その中で、水産製品製造業につきましては、雑節なり煮干し製造業、こういったところが新たな規制の対象になるということで、こちらについては、今回のいわゆる法の施行時点で、令和3年6月1日時点で既に営業している事業者につきましては、経過措置が設けられておりまして、令和6年の5月末までに営業許可を取得する必要があるということでございます。

我々のほうでも、こういったところがございまして、今現在、施設の調査なりを進めているところでございます。今回、法の許可対象になってなかった、新たに規制の対象にかかる雑節なり煮干し、シラス干し等の製造業者につきましては、一部の業者には、施設基準との乖離があるというふうなところも承知をしているところでございます。

また、これまで許可対象でなかったということもありまして、我々の周知のほうも十分行き届いていないといったところもあるかと思えます。

そちらも含めまして、今後ですけれども、関係部局、農林水産部、あるいは商工労働部、そういったところも含めまして、情報共有しながら、また、施設訪問等の実態を把握しながら、情報共有して、全庁的な対応につなげていければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 ぜひ全庁的に、補助金とかいう問題も出てくるでしょうから、そういうことで議論をしていただきたいと思います。

ほかに。

○藤川隆夫委員 先ほどの議案のときに話をすればよかったのかもしれないけれども、

今回のコロナ第8波の中で救急外来がいろんなところで止まっている状況が出てきています。

そういう意味において、それを補完するような形で、医療圏ごと、あるいはその医療圏を越えて、あるいは荒尾であれば大牟田と、あるいは水俣であれば出水と、そういうふうな形で救外を補完できるような体制をぜひつくっておいていただいたほうが、これから年末年始迎えます。いろんな病院開くと思えますけれども、やっぱり救急の対応というのはそれなりのところでしないといけないと考えていますので、それを補完するような形での仕組みと、これは消防も含めてなんですけれども、情報の共有といいますか、この期間は、この救急外は開いているけれども、ここは閉まっているだとか、そういうふうな情報の共有、それも併せてできるような仕組みをぜひつくっておいていただければと思っております。

これも、あくまでも要望で構いませんので、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 よろしく申し上げます。

ほかにないでしょうか。

○高木健次委員 1部、2部総括してのちょっと要望になりますけれども、保育園で、いろいろ今回虐待の状況というのが新聞等に取りましたけれども、保育士さんが1歳児に虐待をすとか、そういう事件も頻繁に出ていますよね。これはやっぱり保育園の実態というか、その辺もいろいろあるんじゃないのかなということで、保育園の職場定数ですかね。例えば、1歳児は1人の職員で6人とか、4歳児だったら1人で40人とか、国の制度というのがあるようですが、新聞でもこれは出ていますけれども、やっぱり団体で保育士さんがそういうことをやるということは、何か1

人でやるのとまた団体というのは違うような感じがするんですよね。

ですから、保育園のその実態というのも非常に問題があるのかなという感じで、これは、国に対しても、相当その定数とか見直しをということを出ているんですけども、なかなか改善できない。

これは、1つは、保育士の不足とか、教職員もそうですよね。今本当に人材不足ということで、そういう状況から出てくるような事案もあると思うんですよね。ですから、その辺はしっかり、保育園とか市町村を通して、やっぱりその辺の内容の指導とかも必要なのかなというふうに思います。

自殺の問題もそうですけれども、やっぱり熊本県は中くらいに位置しているということで、全体から取れば、真ん中くらいということですけども、やっぱり自殺者をなくすためには、その辺の実態調査というか、それをしっかり取ってやらないと、なかなかこの辺の減数というのは出てこないんじゃないのかなあという感じがしますので、国との協議の中においても、その辺をしっかりと県のほうの要望として伝えていただきたいというふうに思います。

以上です。要望で。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

虐待が全国的に相次いで報道されておまして、この件につきましては、国のほうで、改めて全国に調査を実施する予定というふうに伺っておりますので、県としましても、その調査をしっかりとやっていきたいと。そして情報を、国、それから市町村とともに共有してやっていきたいと思っております。

それから、国の調査研究のほうで、こういった虐待が起こる背景としては、先生が御指摘になられたような職場環境が1つ。それからもう一つは、保育士さんたちの人権に対す

る意識であったり、人格尊重に対する認識であったり、そういったところが要因として挙げられるというふうになっておまして、県のほうとしましても、毎年、保育士さんたちに対して児童虐待防止に関する研修会を実施しましたり、園長さんなどの管理者研修、こういったところでも、不適切な保育が行われることがないように周知徹底を行っております。

これにつきましても、引き続き、研修会等を通じて研修、保育士さんたちの人格、人権意識の高揚というのに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 今課長のほうからいろいろとありましたけれども、今日か昨日の新聞に、20年ぐらい前に保育士をしとって手を上げたことがあると。非常にやっぱり、今になったら後悔しているというふうな、そういう報道もあってましたけれども、まさしくそのとおりだと思うんですよね。

だから、非常にやっぱり現場の実態というの、トイレに行く時間もないとか、そういう状況の中で子育てするということは、非常に私の周りにも、娘が2～3人子供を育てていますけれども、2人か3人でも、本当の親でも非常にもう忙しくて、本当に一寸の隙も安心しておられないというふうな状況ですから、それからすると、非常にその辺の改革というか、改善は必要なのかなあと思いますので、どうかその辺は、しっかりとまた国との協議、市町村との協議も含めて、指導をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

すみません、先ほど私のほうから漏らしておりましたが、議員が御指摘になりました職

場環境につきまして、保育士さんたちの配置基準につきましての要望というのは、毎年国のほうにも上げさせていただいておまして、配置基準を上げて、園が設置した場合に加算等を行っていただくような制度の創設というところをお願いしているところでございます。

こういった点につきましても、引き続き、国のほうに要望をしっかりと上げてまいりながら、環境改善のほうにも努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 よろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○高木健次委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 生活保護支給をめぐる裁判、お孫さんが看護学校に通う学費を捻出しないといけないということでアルバイトした、その収入があるということで生活保護の不支給になったということで裁判があつて、熊本地裁は、熊本県の処分は違法であるということで裁判が下されたわけですが、熊本県は、地裁の判決を不服として控訴するというようなことになりました。

ちょっと私、基本的な理解がなくて、稚拙な質問で申し訳ないんですけども、この控訴の決断というのは、議会に報告するような事柄ではないんですか。

○柴田長寿社会局長 長寿社会局でございます。

事柄的には議会への御報告というような事

項に当たってなかったというふうに理解しています。

○山本伸裕委員 生活保護行政に関する、かなり県の基本的な姿勢が問われるような今回の問題だというふうに思いますので、もちろん議会の承認とかいうようなことは必要ないのかもしれませんが、やはりそういうことに対しては議会に報告があつてもいいのではないかというふうに私は思います。

それで、この裁判の継続に伴って費用負担が生じるんじゃないかと思うんですけども、それはどこが負担することになるんでしょうか。

○柴田長寿社会局長 費用負担といいますと、訴訟費用という……。

○山本伸裕委員 そうですね。

○柴田長寿社会局長 弁護士費用であつたり……。

○山本伸裕委員 はい。

○柴田長寿社会局長 それぞれ被告、原告とございますので、それぞれのほうで負担することになります。

最終的には、判決が下りた際に敗訴した側に、通常であれば、その訴訟費用を負担するという判決の中に書かれますので、その結果、自分たちの分、負けたほうは、自分たちの分はもちろん、相手側の訴訟費用、弁護士費用とか、そういったものも負担するというふうな形になるのが通常じゃないかなというふうに理解しております。

○山本伸裕委員 控訴審がどうなるのかというのはもうもちろん分からないわけですが、知事のコメントとして発表されている

のは、控訴回避の道を必死に探ったと、国の判断には応じざるを得ず、断腸の思いで控訴することにしたと。だから、もう国の委任事務だから、県がどうこう言える立場ではないんだと、断腸の思いで控訴したと。私はちょっともう無理解ですから、そこまで考えているんだったら控訴しなきゃいいんじゃない、と、思ってしまうけれども、いずれにしても、断腸の思いで控訴されるんだったら、国が言ってるんだからもう控訴せんとしようがないとおっしゃるのであれば、訴訟費用は国が持つべきじゃないかなと単純に思うんですよね、国の言うことに逆らえないというふうに県がおっしゃるのであれば。そこら辺の判断はいかがですか。

○柴田長寿社会局長 今、その費用の話につきましては、県負担なのか、国負担なのかというのちょっと私確認しておりませんので、ちょっと今お答えすることはできません。申し訳ございません。

○山本伸裕委員 私は、そういう意見を持っているというようなことでありますから。

○岩本浩治委員長 ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ないようですので、最後に、要望書が4件提出されております。参考としてお手元に写しを配付してありますので、ぜひ見ていただければと思います。

それでは、これをもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長